

平成17年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画

平成17年8月1日

国土交通省は、平成17年7月1日中央交通安全対策会議交通対策本部において決定された「平成17年秋の全国交通安全運動実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、下記のとおり実施項目を定め、関係団体に対し事前の準備を働きかけ、9月21日（水）から同月30日（金）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

なお、実施に当たっては、「高齢者の交通事故防止」を運動重点の基本とするほか、「夕暮れ時の歩行中と自転車乗用中の交通事故防止」及び「シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」の全国重点に留意し、下記の事項について積極的に取り組むとともに、地域の実情に応じて地域重点についても鋭意実施する。

記

1 交通安全施設等の点検・整備の実施

- (1) 最近の交通事故の状況は依然として厳しい状況にあり、特に高齢者の交通事故による死者数は、依然として歩行中によるものが多く、平成16年には歩行中の死者数の約3分の2を高齢者が占めている。また、高齢者の自動車乗車中の事故件数もここ数年増加傾向にある。このような事故を防止するためには、平坦性の保たれた連続した利用しやすい歩行空間や、車両が安全に通行できる空間の確立が必要である。

このため、高齢者、子供、障害者など誰もが安心して利用できる道路環境を実現できるよう、道路利用者の視点から交通安全施設等の点検を行い、点検結果に基づき道路利用者に優しい道路となるよう必要な措置を実施する。

- (2) 実施に当たっては、次の点に留意の上各地域の実情に即したものとなるよう創意工夫して行う。

- ① 歩行中・自転車乗用中の事故を防止するため、死傷事故発生割合が高い地区として指定した「あんしん歩行エリア」等事故が多発している地区、駅周辺、商店街、通学路等において、特に歩行者・自転車利用者の視点から交通安全施設等を点検し、必要な措置を実施すること
- ② 高齢者等の歩行中の事故を防止するため、高齢者等の利用する機会の多い施設周辺において、歩道の段差、傾斜、勾配、整正状況及び視覚障害者誘導ブロックの連続性等を点検し、必要な措置を実施すること
- ③ 二輪車・自動車乗車中の事故を防止するため、事故危険箇所等事故が多発している交差点又は単路において、特に二輪車・自動車利用者の視点から交通安全施設等を点検し、必要な措置を実施すること

なお、点検箇所の選定にあたっては、区間毎の死傷事故率も参考にすること

- (3) 本運動期間中に「交通安全総点検」を実施する道路管理者においては、「交通安全総点検の実施について」（平成9年2月14日付建設省道路局道路交通管理課長、道路環境課長、国道課長、地方道課長通達）を踏まえ、地域の人々や関係市区町村等に対する積極的な参加の働きかけ等によりその適切な実施を図る。

「夕暮れ時の歩行者と自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検」は、必ずしも夕暮れ時に限って実施する必要はなく、昼間の「交通安全総点検」やヒヤリアンケート等の実施によることも可能とする。

なお、夕暮れ時に「交通安全総点検」を実施する場合には、警察をはじめ関係機関との連携を密にし、安全への十分な配慮のもとに実施する。

2 道路の利用の適正化等

- (1) 歩道を不法に占有している看板、商品等が交通安全上及び防災上の支障となっていることに鑑み、道路の不適正な利用状況を是正するため、道路利用者の視点から道路パトロール等を実施し、道路の正しい使い方の指導を行うこと。特に悪質な事例については監督処分等必要な措置を講じ、道路の適正な利用を徹底させる。

また、駅周辺並びに市街地中心部等における大量の放置自転車等（原動機付き自転車を含む。）について、条例等に基づき対処する。また、交通安全上障害になっている路上放置車両についても、「交通上の障害となっている路上放置車両の処理方法について」（平成5年3月30日付け道路交通管理課長通達）等に基づき対処する。

- (2) 市街地における道路上又は道路に接した場所における建設工事に起因する交通事故を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付け建設事務次官通達）に基づき、安全柵、保安灯、標示施設等が適切に設置されているか点検するとともに、同要綱の趣旨を工事の起業者及び施工者に周知徹底させる。

3 大型車両等の通行についての指導取締り

- (1) 大型車両等による交通事故を防止し、併せて道路の保全を図るため、道路法及び車両制限令の違反者に対し、「特殊車両の通行に関する指導取締りの強化について」（平成8年9月18日付け建設省道路局長通達）を踏まえ、関係機関と密接な連携を取りつつ、強力かつ効果的な指導取締りを実施し、特に重大事故等を発生させた違反者等に対しては告発を行う。
- (2) 高速自動車国道等における大口・多頻度割引の利用者で道路法及び車両制限令の悪質な違反者に対しては、利用約款に基づき、割引の停止、カード利用の停止又は資格の取り消し等の措置を徹底する。また、利用申込者に対しては、上記の措置を盛り込んだ利用約款の趣旨の周知を図る。
- (3) 道路を保全し、大型車両等の安全な通行を確保するため、道路構造の点検に合わせて重量・高さ等の制限箇所について点検を行い、補修等の必要な措置を講ずる。
- (4) 危険物運搬車両について、「危険物運搬車両の事故防止等対策についての申合せ」（平成9年12月12日付け関係省庁等申合せ）に基づき、事故防止のための啓発活動の推進、関係機関との連携の下での道路法及び車両制限令違反者に対する指導取締りの強化、迅速な事故処理のための事故発生時の対応の強化を図る。
- (5) 建設工事の施工に伴う土砂、産業廃棄物等を運搬するダンプトラック等の過積載による違法通行を防止するため、「過積載による違法運行防止対策について」（平成6年4月20日付け建設省建設経済局長・道路局長通達）を踏まえ、施工者に趣旨を周知徹底させる。

4 事業用自動車の安全運行の確保

- (1) 適切な運行の確保

自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図るよう指導する。

- ① 疾病、過労及び居眠り等による運転を防止するため、運転者の健康状態の把握に努めるとともに、確実な運行管理等を徹底すること
 - ② 悪質・危険な運転行為について、運転者の個々の運行状況及び運転適性診断の結果を踏まえ、運転者に対する教育及び指導を強化すること
特に死者又は負傷者を生じた事故を惹起した運転者、高齢運転者及び初任運転者に対する適性診断の受診及び助言指導を徹底すること
 - ③ 飲酒運転防止を図るため、可能な限り点呼時におけるアルコール検査の実施及び運転者への指導を徹底すること
 - ④ 安全服務規律等社内規定の内容について再度確認を行い、乗務員への周知を徹底すること
 - ⑤ ヒューマンエラーにおける事故を未然に防ぐため、運行管理規程の内容について再度確認を行うこと。また、運行管理者に対する指導、教育及び乗務員への点呼を強化すること
 - ⑥ 乗合バス等における発車・停車時における安全確認を徹底すること
 - ⑦ 乗合バス、貸切バス等における火災等の発生に備え、乗客の避難誘導等旅客保護のための適切な処置を乗務員に対し徹底すること
 - ⑧ 危険物輸送の安全確保のため、自動車運送事業者と荷主との緊密な連絡のもとに関係法令の遵守を徹底すること
 - ⑨ 道路状況等に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持、脇見運転の防止等により追突事故防止を徹底すること
特に高速道路、夜間における安全運転を確保すること。また、前照灯の早期点灯の促進を図ること
 - ⑩ 過積載防止の徹底及び不適正な積付防止を徹底すること
 - ⑪ 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保について周知徹底すること
特に高速道路等における第一通行帯の走行を徹底すること
 - ⑫ 踏切事故防止のため、運行経路中の踏切の事前調査の実施及び通過時の安全確認を徹底すること
 - ⑬ 高齢歩行者及び自転車利用者の安全や高齢運転者の保護に配慮すること
- (2) 安全規制の遵守の確保
重大事故及び悪質な法令違反を引き起こした運送事業者等に対しては重点的に監査を実施するとともに、安全規制が守られていない場合には厳格な行政処分を実施する等により違法運行の排除に努める。

5 車両の安全対策の推進

- (1) より安全な自動車及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発を次の事項に重点をおいて行う。
- ① 自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、「自動車アセスメント情報提供事業」小冊子の配布等により安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと
 - ② 街頭検査の際、ユーザーに小冊子を配布するなどして、安全な自動車及び安全装置

の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと

- (2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車を排除し車両の安全確保の徹底を図るよう「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等の機会をとらえて指導する。また、点検及び整備に当たって必要となる情報の提供がなされるよう自動車製作者等を指導する。
 - ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
 - ② 不正改造の防止
 - ③ 特に自家用自動車使用者に対しては、自動車の保守管理の適切な実施
- (3) 警察との密接な連絡協調のもとに街頭検査を行い、無車検・無保険車両、整備不良車両、特に暴走行為や過積載を助長する不正改造車両、前面、運転者席及び助手席の窓ガラスへ着色フィルムを貼付したり、不適正な灯火を装着した不正改造車両の排除に努める。
- (4) リコールに関して一般ユーザーからの情報を円滑に入手できるよう、自動車等不具合情報ホットラインの周知に努める。
- (5) 自動車事故報告規則の一部改正により、自動車の装置の故障により運行ができなくなった事故についても報告させるよう自動車運送事業者に対して指導を徹底する。

6 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底等

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じて、正しい方法によるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用の徹底等について次のとおり指導する。

- (1) トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及び乗合・貸切バス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。
- (2) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者並びに高速自動車国道等を走行する乗合バス事業者及び貸切バス事業者に対しては、次の事項を実施するよう指導する。
 - ① 装備されているシートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
 - ② 乗客にシートベルトの着用を促すこと
 - ③ 着用状況を運行前に点検すること
- (3) タクシー・ハイヤー事業者に対しては、シートベルト着用のステッカーを作成し、車内に貼付するよう指導する。
- (4) 自家用自動車使用者に対しては、運転者、同乗者に対するシートベルト着用の徹底及びABS、エアバック等の安全装置の正しい使い方を指導する。
- (5) 幼児を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの使用義務化に鑑み、チャイルドシートの使用徹底及び正しい取り付け方等について指導する。

また、チャイルドシートの安全性に関する比較情報等の提供を適時適切に行い、安全意識の高揚を図る。
- (6) 自動車運送事業者、自家用自動車の使用者に対しては、停止表示器材の適切な使用について指導する。

7 事業用自動車の事故等の情報の提供

自動車運送事業の用に供する自動車事故の概況及び傾向を把握し、原因究明に活用するとと

もに、運行管理者講習等のあらゆる機会をとらえて、自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等に対し、事業用自動車の事故等やヒヤリハットの情報を提供することにより、関係事業者等における安全対策の一層の推進を図る。

8 鉄軌道の安全確保

鉄軌道の安全を確保するため、鉄軌道事業者に対し次の事項を中心に指導する。

- ① 踏切保安設備等の点検整備及び踏切通行者等に対する啓蒙活動の推進
- ② 安全に係る規定類の整備及び管理並びに規定類にしたがった取扱いの徹底
- ③ 乗務員等の管理の徹底及び運転取扱いにおける基本動作の励行
- ④ 異常時における安全な運転取扱いの徹底及び緊急時における連絡体制の点検
- ⑤ ホームにおける安全確保と安全対策の徹底及び旅客に対する啓蒙活動の推進
- ⑥ 線路内立入り、置石、投石等による鉄道妨害を防止するため、線路巡回、啓蒙活動等の推進
- ⑦ 線路内作業時における鉄道係員の人身障害事故対策等、建設工事・保守作業等における安全確保と安全対策の徹底

9 広報活動の推進

関係団体等を通じ、次の広報活動を展開する。

- (1) 交通安全意識の高揚を図るため、横断幕、ポスター、広報誌、ホームページ等による広報活動や路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等積極的な働きかけを行う。また、参加・体験型の各種交通安全教室、講習会等を創意工夫して実施する。
- (2) 一般道路利用者が多く集まる道の駅、サービスエリア、パーキングエリア等の施設を活用して、関係機関との連携の下に、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に実施する。
- (3) 車内放送を通じ、また、車両、駅、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。
- (4) 関係事業者団体の広報誌等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。
 - ① 高齢歩行者及び自転車利用者の安全や高齢運転者の保護に配慮
 - ② 夕暮れ時の歩行者及び自転車利用者に対する安全運転の確保
 - ③ 助手席、後部座席等を含めたシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ④ より安全な車両及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
 - ⑤ 高速道路における安全運転の確保
 - ⑥ 自賠償制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
 - ⑦ 飲酒運転等悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
 - ⑧ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
 - ⑨ 大型車両等の違法運行の防止、自動車の点検整備の励行促進
 - ⑩ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- (5) 道路交通の安全の確保を図るため、落石や道路標識の破損等道路を安全に通行する際に支障となる事象を道路利用者からモニターへ、モニターから道路管理者へ通報等を行う「道路情報モニター制度」について、広報活動の機会を活用して、特に、道路利用者にその趣旨を理解していただき、制度の普及、充実を図る。